月刊SMCNEWS 2025.5月
Support Management Consultants

SMC代表のよもやま話

スポーツと数字

一般社団法人SMCホールディングス:代表理事
SMC税理士法人:代表社員
西川 正起

スラムダンク世代なので青春時代はバスケットマンで、バッシュはジョーダンでした。コービー、レブロン、カリーと続く中で**最近のバスケはスリーポイント主体**です。
ファウルの改正もありますが、何より**確率論が重視されてる**ようです。2点のシュートが50%として10回のシュートで2点×10回×50%＝10点。3点のシュートが40%として10回のシュートで3点×10回×40%＝12点。**単純計算で2割も得点がアップします**。これに気づき、どんなチームも3ポイントを多投し、結果120点越えのような試合が沢山あります。**確率論的に突き詰めるのが勝利の鉄則**ですが、それが面白いかと言われるとうーんとなりますね。
経営でも新しい理論が出てきそうです。柔軟に対応できればと思います。

若手税理士の税金教室

スポットワーカーは確定申告が必要？

著者
SMC税理士法人:代表社員
多治見事務所:代表
長縄 龍哉

タイミーなどの隙間バイトで働くスポットワーカーは、原則として確定申告が必要です。
最近よく耳にするようにありました。また、利用した事業者の方もいらっしゃるかもしれないですね。
スポットワーカーは、所得によって主に2種類に分類できます。働き方によって、以下のいずれかに該当すると考えられます。
また、それぞれ確定申告が必要なケースがあります。（本人の状況によって変わりますが基本的には下記通りです。）

所得による分類	給与所得	事業所得または雑所得
	雇用契約を結んで働き、給与として報酬を受け取る場合は、給与所得となります。	雇用契約を結ばずに、個人として業務を行い、報酬を受け取る場合は、事業所得または雑所得となります。

以下のいずれかに該当する場合は、確定申告が必要です。

確定申告の義務	給与所得	事業所得または雑所得
	2か所以上から給与を受け取っていたら確定申告が必要です。確定申告をすることで税金が還付される可能性あります。	所得金額の合計額が48万円を超えるときには確定申告が必要です。

なお、**確定申告を行うときに必要な資料も変わってきます。**注意が必要です。
人材不足と言われる中でスポットワーカーは便利ですが、利用する場合には働き手も事業者も税金関係に注意が必要です。

中小企業の 利益とお金にまつわる アレコレ

今、改めて注目されている「資本性ローン」とは？

著者
株式会社SMC総研
代表取締役
小川 弘郎

中小企業の資金調達手段として改めて注目されているのが「資本性ローン」です。これは**返済順位が低く、返済期間が長期で、一定条件を満たせば“自己資本”と評価される借入**です。代表例が、日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」です。

この制度では、最大20年の期日一括返済が可能で、元本返済を気にせず事業の成長に集中できます。利率も業績に応じて変動し、赤字の間は低く抑えられる仕組み。利益が出るまで資金繰りに余裕を持たせ、黒字転換後に相応の負担を求める設計です。

最大のメリットは、金融機関が資本性ローン分を自己資本とみなすことで、金融機関目線では自己資本比率が向上する点。これにより**金融機関からの信用力が高まり、追加融資や補助金申請にもプラスに**働きます。

一方で、借入である以上、将来的な返済が必要です。また、制度利用には専用の事業計画提出と、通常より厳格な審査が求められます。

資本性ローンは単なる借入ではなく、資本強化策としての意味を持ちます。自社の成長段階や財務状況に応じて、積極的に検討してみてはいかがでしょうか。

SMC総研では資金繰りに関するサポートをしていますので、資金調達や資金繰りにお困りの方やお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

通常融資の B/S

借入金は負債に含まれるため
資本の比率低下↓
信用低下↓

資本性ローンの B/S

借入金が資本とみなされるため
資本の比率増加↑
信用上昇↑

企業側社労士による 人事戦略講座

2025年春　最新助成金情報
この春、下記の会社は、もらい損ねないよう、お気を付けください

著者
社会保険労務士法人 絆:代表
山口 剛志

女性社員が育児休業する会社へ

女性社員が4月以降**出産・育児休業し、そのため新たに人材を雇い業務を代替**することで最大127.5万円が助成されます。

支給条件（抜粋）

・女性社員が1か月以上育児休業すること
・職場復帰後3か月以上勤務すること
・育児休業開始のタイミングで新規に代替社員を雇い入れ、6か月以上雇用すること

設備やシステム投資する会社へ

【要件①】今年の5月以降、**生産性を向上させる設備やシステムを購入すると同時に**、【要件②】今年9月までに、給与が低いパートや社員の給与を引き上げると、設備・システム購入額の75%（最大600万円）が助成される。（ただし、賃上げ何人、賃上げ額により、助成額に上限あり）

支給条件：愛知県の場合（抜粋）

・下記の対象社員の給与を引き上げること：月給19万円以下（諸手当込み）の社員、または、時給1127円以下のパート
・設備/システム投資の対象（本年５月以降に購入予定のこと）：生産性向上が明確な設備やシステムならほぼ全て対象

助成金サポート ご希望の方へ

サポート費用（税別）

・計画書作成・届出：3万円
・就業規則修正：1万円
・成功報酬：申請額の20%

詳しくは、SMC担当者までお尋ねください。折り返し専門の社労士が対応致します。

気になる相続トピック

「不動産の共有名義」が相続トラブルの火種に？

著者
SMC税理士法人:代表社員
中津川事務所:代表
岡本 英樹

相続で実家や土地を兄弟姉妹で「共有名義」にするケースが見られます。一見すると公平で柔軟な方法に思えますが、実はこの**「共有」が将来的なトラブルの原因**になることがあります。

最大の問題は、**不動産の管理や処分に関する意思決定が、原則として「共有者全員の合意」を必要とする**点です。たとえば、「老朽化した実家を売却したい」「賃貸に出したい」といった場合でも、ひとりでも反対する共有者がいれば、話は進まず、何年も放置されてしまうことがあります。その結果、空き家となって資産価値が下がり、固定資産税や草刈りなどの維持コストだけがかかり続けるケースも現実に増えています。

重ねて、共有者が亡くなった場合には、権利関係がさらに複雑になります。

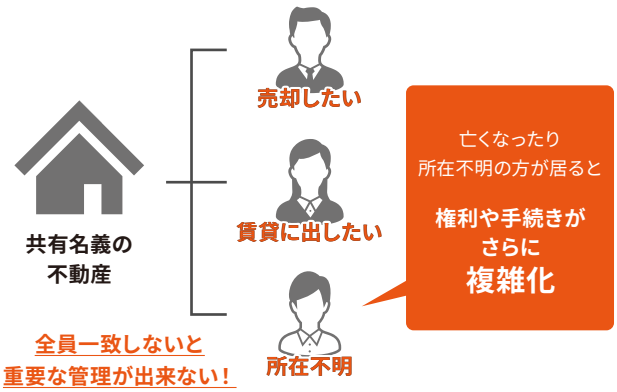

2024年4月の民法改正で、共有物の管理について一定の行為に限り、多数決での決定が認められるようになりました。しかし、売却や大規模な改築、用途変更といった「重要な変更行為」については、今なお全員一致が原則です。このため、**共有者の一人と連絡が取れない、所在が不明といった場合には、さらに手続きが複雑化**します。

相続の場面では、「とりあえず共有で…」と判断しがちですが、誰がその不動産を使うのか、将来的にどう活用・処分するのかを相続人間で話し合い、**可能であれば単独名義や換価分割など、将来を見据えた分割方法を検討**することが重要です。

マーケティング思考の筋トレ

マーケティングを委託するメリットとは？

著者
株式会社SMCマーケティング
代表取締役
吉本 昌史

自社の商品やサービスの売上を増加させるためにはマーケティングが重要ですが、マーケティング活動は広範囲で専門的な知識が必要なため、**近年ではマーケティング活動をアウトソーシング（外部の専門企業に委託）する企業が増えています**。

ここでは、マーケティングをアウトソーシングする場合のメリットについてご紹介します。

マーケティングアウトソーシングを選択するメリット

- **マーケティング運用コストの削減**
- **労力や時間を短縮できる**
- **専門知識と技術を活用した効果的な施策を実施できる**
- **業務スピードと効率の向上**

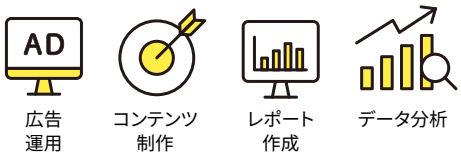

マーケティング業務を**アウトソーシングする目的は、自社の売上向上や業務の効率化**です。

自社内の人材が不足している場合、アウトソーシングを活用することが効果的だと言えるでしょう。

また、マーケティングの**専門企業にアウトソーシングすることで、効果的な戦略の立案や実行、運用などを委託**することができ大きな戦力となります。

私たちSMCマーケティングでは、戦略×実行スピードで、売上に直結するマーケティングを支援します。また、お客様のサービスを深く理解し、施策の立案から実行・分析・改善までを共に進め、売上の最大化を実現します。ご興味のある方はお気軽にご相談ください。